

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県桜井土木事務所において閲覧できます。

平成二十四年五月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十四年三月七日奈良県指令桜土第四四一八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十四年四月十八日桜土第六四一一号

三 開発区域に含まれる地域

磯城郡田原本町大字阪手三五〇番及び三五一番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市北西町一二三番地一 ローレルコート郡山筒井二〇二号

堀川雅史